

MPS-ABC 参加契約書

MPS-ECAS

Japan

1814

1814

署名者

- 1 MPS 財団
本社をウェストランドに置く
代表者：Mr. Th. De Groot
以下 MPS という
- 2 ECAS B.V.
登録住所：
代表者 Mr. Ir. JJB. Wolbert
以下 ECAS という
- 3 氏名
住所
代表者
MPS-番号
以下参加者という。

ここで

MPS は、MPS-ABC 認証システムの所有者かつ経営者である、以下 システム という。
ECAS は、システムに従って参加者を認証を与えるために MPS によって認可されている。
参加者は、システムにしたがって会社の認証を希望することを示す。

上記の者は以下に同意したことを宣言する。

記録

1. 参加者は、MPS認証システムの参加に当たり、環境負荷項目（農薬、肥料、エネルギー、水の使用量と廃棄物分別）と作物・面積登録の記録を保管しなければならない。
2. 環境負荷項目（農薬、肥料、エネルギー、水の使用量と廃棄物分別）の記録用紙、作物・面積登録用紙や記録方法のガイドラインはMPSが管理する。参加者はこれらのガイドラインに従うものとする。
3. 参加者は実際の使用に基づいて、正直に、正確にこれらの記録を記載しなければならない。
4. 参加者は記録したデータを4週間ごとにECASに送付する。このデータは期間の終了後1週間以内にECASに送付しなければならない。
登録データはECASによってMPSのデータベースに記録され、ECASの認証およびMPSのシステムの運営管理に使用する。
5. ECAS及び参加者はMPS認証システム参加の当初から最低2年間は提出したデータを保管する。

監査

6. 参加者は、システムに基づきECASが規定した監査と制裁の条項を守らなければならない。
7. 監査はECASの監査人もしくはECASと契約した監査機関により行われる。登録データは監査の基礎となるものである。生産物の由来を追跡することが可能な場合、監査は生産物が会社の施設を出た後でも行われる。
8. 監査はデータの正当性と正確性を証明するために行われる。環境負荷項目（農薬、肥料、エネルギー、水の使用量と廃棄物分別）について、使用された農薬の使用量などが調査される。同時に、登録された面積の正確さも検査される。MPS-ABCロゴの使用について検査される。机上監査、会社監査、サンプリング、ロゴ監査など各種方法の監査が行われる。
9. 参加者は、いつでも、どこでも監査が必要あるいは望ましいと考えられる場合、監査人の立ち入りを許可する義務を負い、また監査がいかなる妨害もないようにする義務がある。監査時には、その時に監査が全て可能なように、購買、販売管理を含む、MPS環境負荷項目（農薬、肥料、エネルギー、水の使用量と廃棄物分別）に関するものについて全ての情報を用意しておく必要がある。
10. 参加者の要請に基づき、監査人は監査人であることの証拠を提示しなければならない。

資格

11. ECASは参加者から提出されたデータに基づいて年4回資格を定める。
12. ECASは資格期間の終了後の2週間以内に、参加者から提出されたすべてのデータを処理し、それに続く2週間以内に、入力したデータ、計算された会社基準値、計算されたポイント、環境認証のコピーを参加者に送付する。

ECASが7日以内に書面による異議を受けなければ登録された情報は正しく処理されたものとみなされ、資格が確定する。

MPSは参加者に対して認証の期間についての認証を与える。
13. 参加者は、12で述べられた認証の期間、システム規約に基づいてMPS環境認証ラベルの使用が可能である。参加者は、ECASが書面によって事前の承認を与えない限り、MPS以外の環境認証ラベルの使用を控えるものとする。
14. MPS及びECASの事前調停、もしくは重過失が無い場合は、参加者の誤った認証により参加者が被った損害もしくは他のいかなる法的損害に対しても、MPS及びECASは責任を負わない。参加者は、この点に関して、第三者からの苦情に対して責任を負わない。
15. 参加者は自身が生産したもの、あるいは第三者から提供されたものであっても、これがMPS認証システムに登録されていない場合、MPS - ABCの資格、商標及びMPS - ABCのロゴを用いて、そのものを販売することはできない。

一般規則

16. 参加者は、独立した事業者として、関係する法令を遵守しなければならない。
17. 参加者はECAS及びMPSから得るすべての情報を機密情報として扱う。

一方、法律上の義務を除いて、MPS及びECASおよびECASによって任命された監査人および/又は監査機関は、参加者によって提供されたデータを機密情報として扱う。

これらのデータは参加者の書面による許可によってのみ明らかにされる。
18. しかしながら、MPSは通常の統計やグループ統計(例えば10以上の会社の状況など)のために情報を処理し、分析し、使用する権利を与えられる。MPS理事会は使用方法や関連する目的を定め、これらの数字を公にする。

19. さらに、ECAS及びMPSは、MPS-ABCの参加者の認証を公表する権利を与えられる。
20. 参加者がECASに支払う年間の費用は添付資料2に定められる。料金体系
21. この契約の修正は(MPS認証システム参加者を代表する)専門委員会との協議の後に行われ、修正事項はMPS、ECAS及び参加者を拘束する。
前述の修正と異なり、本契約書の第23項における修正は、当事者間を拘束するために、個々の参加者によって明確に同意されなければならない。
22. 参加者は参加者自身か第三者かにかかわらず、MPS認証システムに関するクレームについてはすべてECASのMPS-ABC認証管理者に書面にて報告する。
23. この協定は期間を限定せずに有効である。制裁による契約終了でない場合、この契約は当事者の書面による通知によって、次年度の1月1日に終了し、参加者への費用の払い戻しはされない。解約は、当該年度の11月1日より前に行われる。
24. 契約に関して生じる申し立ては、ECASの専務理事(managing director)が決定する。参加者は規定に基づき、この決定に対しECAS B. V.不服審査会に不服申し立てができ、オランダにおいて調停される。係争中、ECASは資格を中断させる権利を有する。
25. MPSへの参加は厳密に個人的なものである。MPS認証システム参加の権利と義務はECASの前もっての書面での同意なしに移転できない。
26. 追加および差異規定は添付資料Aに含む。
27. 参加者は、この契約について次の付属資料の適用性を認める。
 - ・MPS-ABC認証システム
 - ・認証に要する費用分析
 - ・ECAS B. V. の状況
 - ・クオリティ認証、生産認証、認証監査規定
 - ・ECAS B. V. 不服審査会規定
28. この契約書はオランダの法に基づく。

上記契約の証として、契約書に署名し、各自その1通を保有する。

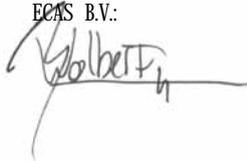
Drawn up in triplicate and signed for approval in _____ date: _____

Foundation MPS



Th. de Groot

ECAS B.V.:



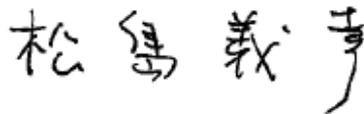
Ir. J.J.B. Wolbert

Company name: _____

Name: _____

Signed as witness by

MPS Japan Co., Ltd



Yoshiyuki Matshushima

添付資料A

添付資料はウェブサイトからのダウンロードまたはECAS B.V.に請求される。:0174-615715、info@ecas.nl

添付資料1:MPS-ABC認証システム:www.my-mps.com

添付資料2:費用分析:www.ecas.nl

添付資料3:ECAS B.V.の状況:www.ecas.nl

添付資料4:クオリティシステム認証、生産認証および監査認証規定:www.edas.nl

添付資料5:ECAS B.V.不服審査会の規定:www.ecas.nl

添付資料A:追加規定

1. 参加者は、MPS/ECASとのコミュニケーションの媒体として英語を使用する。
2. 参加者は、この法的関係から起こる問題に関して、参加者の国の法律や自然の障害を受けないことを保証する。参加者は、この契約に反対する第三者からの全ての苦情に対して、MPS/ECASに賠償し、またMPS/ECASは責任を持たない。また、政府の介入による即座の契約の終了または不履行による損害に対し弁償しなければならない。
3. 24項に加えて:この委員会の仲裁判断は当事者は拘束し、参加者の国の裁判所を通じて外国仲裁判断(Foreign Arbitral Awards)の承認と執行に関する1958年6月10日の国際連合条約に従って実施されなければならない;なお、裁判によって仲裁判断は変更されない。
4. 実際には、MPS/ECASのMPS-ABCに対する活動(の部分)はMPSジャパンがコーディネート及び実施する。参加者は、MPSジャパンとのさらなる契約についてはこれよりMPS/ECASに委託し、参加者自身がMPS/ECASとMPSジャパンと契約しこれに従う。MPSジャパンとの契約は以下を含む:
 - ・ 日本におけるMPS/ECASの普及および新規会員の獲得
 - ・ 情報提供およびMPS-ABCに関する参加者の質問への対応、記録の保管
 - ・ MPS/ECASへの連絡および関連事項の報告
 - ・ 登録データの修正およびECASへの適時報告
 - ・ 苦情があった場合の対応
 - ・ ECASから発行される日本の参加者への認証などの配布
 - ・ MPS-ABCの参加者の費用収集

添付資料2:料金体系

日本における参加者の費用はMPSジャパンの業務に。(添付資料A参照)